

告 示

○農林水産省告示第三百五十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十日

農林水産大臣 藤本 孝雄

第一条第三項第一号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動物植物」に、「附着」を「付着」に、同項第二号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動物植物」に、「附着」を「付着」に、「栽培の用」を「栽培の用」に、「行なつて」を「行つて」に、同項第三号及び第四号中「温湯浸せき」を「温湯浸せき」に、「バイラス病」を「ウイルス病」に、「り病」を「り病」に、同項第六号中「めんみつ」を「綿密」に改める。

第二条第一号及び第三号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動物植物」に改める。

第三條第一項第一号中「別表一」を「別表二」に、「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に、同項第二号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に、同項第三号中「附着」を「付着」に、同項第四号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に、同項第五号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に、「附着」を「付着」に、同条第二項中「か殻類」を「か殻類」に、「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に、「且つ」を「かつ」に、「きよう雑物」を「きよう雑物」に改める。

第五條中「アルランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アラブ連合共和国、アルジェリア、アルゼンティン、イエメン、イスラエル、イタリヤ、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウイエトナム、ウエネズエラ、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、エチオピア、エル・サルヴァドル、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガリナ、ガイアナ、カナダ、ガボン、ケニア、コスタ・リカ、コロンビア、コンゴ（キンシャサ）、サイプラス、サウデラ、アラビヤ、ザンビア、セネガル、レオーネ、ジャマイカ、ジョルダン、シリア、スーダン、スイス、スウェーデン、スベイン、セイロン、セネガル、ソヴィエト連邦、象牙海岸共和国、ソマリア、タイ、大韓民国、台湾、ダホメ、タンザニア、チエフコスロヴァキア、チャード、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、チリ、チュニジア、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバコ、トルコ、ナイジェリア、ニカラグア、ニジエール、ニュー・ジラランド、ノールウエー、ハイタイ、パキスタン、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、ビルマ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ベルバドス、ハンガリー、ビルマ、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ペルー、ペルー、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、モロッコ、ユーゴスラヴィア、ラオス、リビア、ルーマニア、ルクセンブルク、レバノン、連合王国」を「アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンティン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、イエメン、イスラエル、イタ

リア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ヴァヌアツ、ワイエトナム、ヴェネズエラ、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エストニア、エティオピア、エル・サルヴァドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガナ、カボ・ヴェルデ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボディア、北朝鮮、北マリアナ諸島、ギニア、ギニア・ビサオ、キューバ、ギリシャ、キリバス、グアテマラ、クウェイト、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタ・リカ、コロンビア、コンゴ、サイプラス、ザイール、サウディ・アラビア、ザンビア、シエラ・レオネ、ジャマイカ、ジョルダン、シリア、シンガポール、ジンバブエ、スーダン、スイス、スウェーデン、スペイン、スリ・ランカ、スリナム、スロヴァキア、スワジランド、セイシエル、赤道ギニア、セネガル、セント・ヴィンセント、セント・クリストファー・ネイヴィー、セント・ルシア、象牙海岸共和国、ソマリア、ソロモン、タイ、大韓民国、台湾、タンザニア、チエラコ、チャード、中央アフリカ、中華人民共和国、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ニカラガ、ニジニョ、西サモア、バハカレドニア、ニュー・ジラランド、ネパール、ノールウエー、ハイティ、パキスタン、パナマ、バハマ、バハレーン、バミューダ諸島、バプア・ニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブータン、ブルエルトリコ、ブラジル、フランス、フランス領ポリネシア、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、ブルネイ、ブルンディ、米領サモア、ペナン、ペリウス、ペルー、ベルギー、ボスニア、ボツワナ、ボリヴィア、ボルトガル、香港、ホンデウラス、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モリシヤス、モリタニア、モザンビーク、モロコ、モンゴル、ユーゴスラヴィア、ラオス、ラトヴィア、リトアニア、リヒテンシュタイン、リビア、リベリア、ルーマニア、ルクセンブルグ、ルワンダ、レソト、レバノン、連合王国、ロシア、ワリス・フテュナ諸島に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

植物の種類	検査荷口の大きさ	検査する数量
一 果樹類の植物及びさし木、は木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であつて栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等 2 アボカド、キウイフルーツ、パイナップル、フェイジョア、マンゴウ等	全量 五〇%以上 四六〇本以上 五七〇本以上 七五〇本以上 九二〇本以上
二 特用作物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	1 九二〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上	五〇%以上 四六〇本以上 五七〇本以上 七五〇本以上 九二〇本以上
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であつて栽培の用に供するもの	1 いちよう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等 一、〇〇〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上 二四、〇〇一本以上	三〇%以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上 六〇〇本以上 八〇〇本以上

四 さつまいも及びばれいしょの 生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培 の用に供さないものを含む)	五 球根類及びその部分であつて 栽培の用に供するもの	六 前各項に掲げるものの以外の植 物及びその部分であつて栽培の 用に供するもの	七 種子であつて栽培の用に供す るもの	八 特殊容器に封入された植物及 びその部分であつて栽培の用に 供するもの
2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	1 アマリス、グラジオラス、 チューリップ、スイセン、ダリア、 シンス、ゆり等	1 すいれん、たぬきも等 2 前号に掲げるものの以外の植物	1 いね、おむぎ及びこむぎ 2 前号に掲げるものの以外の植物	2 試験管等に培養又は密封され ているすべての植物
1、〇〇〇本以上 六、〇〇一本以上 九、二〇一本以上	1、〇〇〇個以上 四、〇〇〇個以上 一、〇〇〇個以上 二、〇〇〇個以上 四、〇〇〇個以上	1、〇〇〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上 二四、〇〇一本以上	一〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 二〇、〇〇キログラム以上	一〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 二〇、〇〇キログラム以上
1、〇〇〇本未満 六、〇〇一本未満 九、二〇一本未満	1、〇〇〇個未満 四、〇〇〇個未満 一、〇〇〇個未満 二、〇〇〇個未満 四、〇〇〇個未満	1、〇〇〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本未満 二四、〇〇一本未満	一〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 二〇、〇〇キログラム未満	一〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 二〇、〇〇キログラム未満
全 量	三〇%以上 三〇〇個以上 四五〇個以上 六〇〇個以上 七五〇個以上 九〇〇個以上	三〇%以上 三〇〇本以上 三五〇本以上 四〇〇本以上	二〇%以上 二キログラム以上 四キログラム以上 六キログラム以上 一〇キログラム以上 一四キログラム以上	一〇%以上 一キログラム以上 二キログラム以上 三キログラム以上 五キログラム以上 七キログラム以上

十 生果実及び生野菜				九 用切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて觀賞の用に供するもの	
1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、レモン等	2 ヘリコニア、もみ等であつて大型のもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、ランタナ等	1 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	3 キウイフルーツ、こけもも、すくり、ブルーベリー等及び細断された生果実	4 バイコヤシ、ドリアン、バナナ、パイナップル等
一、二〇〇キログラム以上 一、二〇〇キログラム以上 二、二〇〇キログラム以上 五、二〇〇キログラム以上 一、二〇〇キログラム以上 二、二〇〇キログラム以上 六、二〇〇キログラム以上 三六、二〇〇キログラム以上	三七五本以上 二、〇〇一本以上 七、五〇一本以上	一、五〇〇本以上 一、〇〇一本以上 三〇、〇〇一本以上 七五、〇〇一本以上	一、二〇〇キログラム以上 一、二〇〇キログラム以上 二、二〇〇キログラム以上 五、二〇〇キログラム以上 一、二〇〇キログラム以上 二、二〇〇キログラム以上 六、二〇〇キログラム以上 三六、二〇〇キログラム以上	五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上 五〇キログラム以上	一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上
一、二〇〇キログラム未満 一、二〇〇キログラム未満 二、二〇〇キログラム未満 五、二〇〇キログラム未満 一、二〇〇キログラム未満 二、二〇〇キログラム未満 六、二〇〇キログラム未満 三六、二〇〇キログラム未満	三七五本未満 二、〇〇一本未満 七、五〇一本未満	一、五〇〇本未満 一、〇〇一本未満 三〇、〇〇一本未満 七五、〇〇一本未満	一、二〇〇キログラム未満 一、二〇〇キログラム未満 二、二〇〇キログラム未満 五、二〇〇キログラム未満 一、二〇〇キログラム未満 二、二〇〇キログラム未満 六、二〇〇キログラム未満 三六、二〇〇キログラム未満	五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満 五〇キログラム未満	一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満 一〇〇キログラム未満
二〇 % 以上 四〇キログラム以上	二〇 % 以上 一五〇本以上	二〇 % 以上 四〇〇本以上	二〇 % 以上 一八〇キログラム以上	二〇 % 以上 一五キログラム以上	二〇 % 以上 四〇キログラム以上

5 アボカド、パパイヤ、マンゴ ウ、りゅうがん、れいし等	6 かぼちゃ、すいか、メロン等	7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、 きゅうり、さといも、しょう が、セロリ、たまねぎ、トマ ト、なす、にんじん、にんにく、 はくさい、レタス等	8 あさつき、アスパラガス、ア ーサイ、ブロッコリー、はなや みょうが、らっきょう、リーキ 等
五、〇〇キログラム以上 一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 六、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上	一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 五、〇〇キログラム以上 一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 六、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上	一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 五、〇〇キログラム以上 一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 六、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上	一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 五、〇〇キログラム以上 一、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上 六、〇〇キログラム以上 二、〇〇キログラム以上
一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 六、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満	一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 五、〇〇キログラム未満 一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 六、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満	一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 五、〇〇キログラム未満 一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 六、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満	一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 五、〇〇キログラム未満 一、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満 六、〇〇キログラム未満 二、〇〇キログラム未満
六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上	二〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上	二〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上	二〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 五〇キログラム以上 七〇キログラム以上

十二 豆類の種子であつて栽培の用に供さないもの(だいずを除きひき割り、粉砕等の一次加工品を含む。)	十一 穀類の種子であつて栽培の用に供されないもの(ひき割り、粉砕等の一次加工品を含む。)	
12 大豆、いんげん、えんどう、ささげ、そらまめ、らまいめ、らつかせい、りよくとう等	11 1 精米、モルト等 2 いね(精米を除く)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等	9 とうもろこし、えんどう、おくら、キャベツ等及び細断された野菜類
二、 〇〇、 五〇、 一〇、 二〇、 七〇、 二〇、 八〇 六〇キログラム以上	二〇、 〇〇、 四〇、 二〇、 五〇、 七〇、 二〇、 四〇、 一〇、 六〇 六〇キログラム以上	二〇、 六〇、 〇〇、 〇〇、 二〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 七五 七五キログラム以上
二、 〇〇、 五〇、 一〇、 二〇、 七〇、 二〇、 八〇 六〇キログラム未満	二〇、 〇〇、 四〇、 二〇、 五〇、 七〇、 二〇、 四〇、 一〇、 六〇 六〇キログラム未満	二〇、 六〇、 〇〇、 〇〇、 二〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 七五 七五キログラム未満
二〇キログラム以上	一〇 % 以上	九〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一六〇キログラム以上

[illegible]

十五 嗜好品・香辛料及び薬料・染料類であつて栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒ、豆、ココア豆、こしょう、薬用、にんじん等	一、六〇キログラム以上 二、四〇キログラム以上 三、七〇キログラム以上 四、九〇キログラム以上 五、一〇〇キログラム以上 六、一〇〇キログラム以上 七、一〇〇キログラム以上 八、一〇〇キログラム以上 九、一〇〇キログラム以上 一〇、一〇〇キログラム以上	一〇 % 以上 六キログラム以上 八キログラム以上 一〇キログラム以上 一二キログラム以上 一四キログラム以上 一六キログラム以上 一八キログラム以上 二〇キログラム以上
十六 乾燥植物類（乾燥牧草を除く）	一 乾燥果実及び乾燥野菜、そば、みかん等及びさく葉類本 二 乾燥花き	一 五キログラム以上 二 四〇キログラム以上 三 七〇キログラム以上 四 一〇〇キログラム以上 五 一〇〇キログラム以上 六 一〇〇キログラム以上 七 一〇〇キログラム以上 八 一〇〇キログラム以上 九 一〇〇キログラム以上 一〇 一〇〇キログラム以上	一〇 % 以上 〇・五キログラム以上 一キログラム以上 二キログラム以上 三キログラム以上 四キログラム以上 五キログラム以上 六キログラム以上 七キログラム以上
十七 わら類	稲わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	一 二〇キログラム以上 二 一六〇キログラム以上 三 一〇〇キログラム以上 四 一〇〇キログラム以上 五 一〇〇キログラム以上 六 一〇〇キログラム以上 七 一〇〇キログラム以上 八 一〇〇キログラム以上 九 一〇〇キログラム以上 一〇 一〇〇キログラム以上	一〇 % 以上 一〇キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 五〇キログラム以上 六〇キログラム以上 七〇キログラム以上 八〇キログラム以上 九〇キログラム以上
十八 木材	一 南洋材、米材、北洋材等 二 まだけ、もうそうちく等	一 三、〇〇〇キログラム以上 二 一六、〇〇〇キログラム以上 三 一〇、〇〇〇キログラム以上 四 一〇、〇〇〇キログラム以上 五 一〇、〇〇〇キログラム以上 六 一〇、〇〇〇キログラム以上 七 一〇、〇〇〇キログラム以上 八 一〇、〇〇〇キログラム以上 九 一〇、〇〇〇キログラム以上 一〇 一〇、〇〇〇キログラム以上	一〇 % 以上 三〇〇キログラム以上 四〇〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 六〇〇キログラム以上 七〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 九〇〇キログラム以上 一〇〇〇キログラム以上

[illegible]

二十 輸入を許可された輸入禁止品

輸入を許可された検疫有害動植物以外

検査荷口の全部又は検疫有害動植物の付着してゐるもののくん蒸、熱処理又は焼却

備考 この表に掲げる植物、検疫有害動植物は、例示であつて、ここに例示されていないものについては、この表に準じて措置するものとする。

別表第三を次のように改める。

別表第三 消毒方法の基準（第四条）

方法	検疫有害動植物の種類	実施方針の基準	摘 要		
一 せき 薬剤浸		薬量又は濃度	処理時間	温 度	
二 衣 薬剤粉		チオファネー トメチル水和 液五〇〇倍	一〇分	常温	
三 理 乾熱処		チウラム・ペ ノミル水和剤 二〇倍液	一〇分—三〇分	常温	
四 温湯浸 せき		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
五 塩水選		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	
		チウラム水和 剤種子一キ ラム二—五 グ	混合後放置 二〇分	常温	

[illegible]

平成九年三月十日（号外第四十三号）

正	誤
正	誤

同日（同号外）農林水産省告示第三百五十二号
（輸入植物検疫規程の一部を改正する件）
（原稿誤り）
一〇二上 「別表一」を「別表二」に、
（印刷誤り）
一〇六ページ別表第一植物の種類欄上段第十一
項中「栽培の用に供されないもの」は「栽培の用
に供さないもの」の誤り。
一一一ページ別表第二植物の種類欄下段第十項
6中「か ぼちゃ」は「かぼちゃ」の誤り。
一一四ページ別表第三実施方針の基準欄上段第
十五項中「湯槽内の湯度」は「温槽内の温度」の
誤り。